奈良県知事意見

準備書に記載された対象事業の目的および内容は、橋本市が和歌山県橋本市隅田町平野、 隅田町山内、隅田町真土地内(以下「対象事業実施区域」という。)において、工業団地の 造成をおこなうものである。

対象事業実施区域は森林地域であること、造成区域が大規模であることを踏まえ、環境 影響評価準備書に記載の環境保全措置を確実に実施するとともに、以下の事項を実施する ことにより、環境への影響を可能な限り低減するよう事業者へご指導いただきたい。

併せて、別添の五條市長意見にもご配慮をお願いします。

1 騒音、振動、超低周波音について

騒音、振動、超低周波音の環境保全措置について、誘致企業の事業内容によっては発生する音源が設置される場合があることから当該誘致企業に配慮事項を提示することを評価書に記載すること。

2 水質、地下水について

- (1) 濁水の予測について、調査時の最小雨量と最大雨量のみで予測しているが、当該事業地周辺における過去の雨量データ(日最大1時間降水量)等を踏まえた、予測結果を評価書に記載すること。
- (2) 地下水の影響について、対象事業実施区域は、アスファルトなどの非浸透性地表面 の面積割合が高くなることから、ビオトープへの影響について、地下水の状況を踏ま え、評価書に記載すること。
- 3 動物、植物、生態系について
- (1) 猛禽類の直接改変による影響について、採餌行動等を詳細に分析し、改変率などの数値的データを評価書に記載すること。
- (2) ヒメタイコウチをビオトープで育成することによって、個体数をどの程度維持することが可能か、数値的データを評価書に記載すること。

五條市長意見

市民とともに公害の発生を未然に防止し、もって生活環境を保全する観点から、事業者において環境に悪影響を与えないように、環境影響評価に記載された事項及び各種法令を遵守されたい。

橋本市長意見

《生活環境課》

- 事業実施に際し、周辺住民の健康及び生活環境の保全に十分配慮すること。
- 騒音、振動等による公害の防止に努め、関係法令を遵守すること。

《農林整備課》

• (仮称) あやの台北部用地整備事業区域は、農山村地域で自然豊かで農業及び林業と共に 歩んできています。そのため景観に配慮して下さい。また周辺地域は橋本市田園環境整 備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているため留意して下さい。

《まちづくり課》

• 良好な都市環境を確保する為、環境保全措置を適切に実施すること。また、工事施工中においても土砂の流出等により環境への配慮を適正に実施して下さい。